		aa　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年2月1日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。） ab　経済センサス基礎調査規則によつて公表された令和3年6月1日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。） O　次の算式Xによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。） 算式X O＝272.11×｛（ad－ac）／ac｝×（1／9）－1.11 ｛（ad－ac）／ac｝×（1／9）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Xの符号 ac　令和6年に内閣府が公表した平成23年度及び平成24年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を2で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ad　令和6年に内閣府が公表した令和2年度及び令和3年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を2で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） α　次条第7項の表都道府県の項の算式の符号αの率と同じ。
市町村	算式 （0.3×D＋0.2×E＋0.2×F＋0.3）×0.307 0.3×D、0.2×E及び0.2×Fに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、負数となるときは0とする。） 算式I D＝55.56×（h／g）－53.56 h／gに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Iの符号 g　令和6年度の地方財政状況調査による法定普通税調定済額（地方財政状況調査表（都道府県分）の「都道府県税の徴収実績」（以下この表において「都道府県調査票徴収実績」という。）の表側「1．法定普通税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）	市町村	算式 （0.15×F＋0.15×G＋0.1×H＋0.1×I＋0.1×J＋0.1×K＋0.1×L＋0.1×M＋0.1×N）×β×0.330 0.15×F、0.15×G、0.1×H、0.1×I、0.1×J、0.1×K、0.1×L、0.1×M及び0.1×Nに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 F　次の算式Iによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。） 算式I F＝47.62×｛（j－i）／i｝×（1／10）＋2.19 ｛（j－i）／i｝×（1／10）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Iの符号 i　農林業センサス規則によつて公表された平成22年2月1日現在における農産物販売規模別農家数を用いて算出した農業産出額